

【財務省】

日 時 : 11 月 27 日 (火) 14 : 00 ~ 14 : 45

場 所 : 財務省 1 F 南面談室

対 応 : 主計局中島主査 (文部科学省担当)

1. 教職員人件費について

義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は、単なる地方転嫁につながるため、絶対に行わないこと。

また、これら検討については、教職員全体での検討を前提とし、学校事務職員のみの人件費一般財源化等を先行しないこと。

財務省 地方分権という大きな枠組みでの話しであるし、まずは知事部局でどう考えるかということではないか。

自治労 国庫負担が三分の一になったことで、イメージ的には地方分権の議論が止まってしまった。政令市に負担金を移してねじれた人事権と給与の問題を解消するという議論も、県は出したいけど政令市は三分の一では受けたくないなどとなっている。

学校を外にどんどん開いていくべきだとの話もあったが、例えば政令市などではまちづくりという観点で学校を外に開いていたり、地域や自治体と連携、協働していく場合に、われわれ行政職員にとって費用負担の違いがネックになっている部分が多々にあると感じている。そういう意味で早くから給与費を政令市にと求めてきたが、この間、文科省も総務省も国庫負担の攻防で手一杯となり、今ようやく三分の一で決着した途端、議論が止まってしまっている。

事態打開のために、財務省から何らかのアクションを期待できないか。

財務省 一致させた方が良いということか。そこは我々としては、正直気言ってややニュートラルな立場かなと。直感的には一致させた方が良いとは思いますが。議論が止まっている理由は何か。

自治労 そもそも、任命権と給与のねじれ問題を文科省が指摘しておきながら、その一方で中核市に人事権を付与するということを打ち出し、では県費制度はどうするのかということ、それは未来永劫維持していかなければならないとするなど、主張が矛盾している。そうした中、国庫負担が三分の一で残りがきちんと保証されれば良いが、交付税が削減されている中では、受ける方が尻込みしてしまっている。

財務省 本当は二分の一だとか三分の一だとかは本当は別次元の話だと思う。気持ちの上では交付税だとお金 coming している様で来ていない様な気がして、市町村側も対応し得ないという気持ちは分からないわけではないが、根本的な論議ではどうなのか。突き詰めていくと、国庫負担を廃止して全額交付税となるとどうなのか。

自治労 国庫負担されてきた歴史的な経緯はあるものの、なくても教育に必要な財源が確保されるような定数法なりの一定の縛りがあれば、費用は地方に任せても

良いのではないか。その議論は分権推進法が通った時点で終わっている話で、教育というのは地方の事務だということで整理されている。ところが集権的に影響力を行使したい文科省が財源は移しても教育内容については国が関与したいというところで逆のねじれが生じている。

平成 17 年の政府与党合意で財務省的には終わった話なのかもしれないが、国と地方の役割については引き続き検討していくということになっているはずだ。その部分はその後どうなっているのか。

財務省 その後の話は出てない。今はにわかに何か動くという状況ではないだろう。私は全部なくして地方に任せたほうが良いと思っているが。

皆さんとしては全部一派財源化ということは望まないのではないのか。
自治労 国庫負担が職や身分を守るとは考えていない。定数法などや配置基準だとか、あと必要な財源措置など一定の条件が前提にはなるが、何が何でも国庫負担でなければならないとは考えていない。私たちは地方分権を主張している自治労である。

2. 小中学校事務職員の定数改善計画について

小中学校事務職員の定数改善は、「12 学級以上の中学校の 2 校区に一人事務職員を加配」することとし、その配置等は各地域の実態に応じ、市区町村が決定するものとする。また、格差を解消するため、就学困難な児童生徒に係る加配を改善すること。

財務省 要求が県費職員のことだろうとは思いますが、市町村費の職員も活用していただかなければならないと思う。その一方で文科省から出ている定数改善の話だが、まず、人を増したり、残業代を手当すれば良いという話ではなくて、良い教育をするためには人と金だけではなく、いろいろと削減すべき仕事というのがあるのではないか。

例えば、教育委員会とか文科省から来る通知がある先生によると年に千数百本と言われている。中教審の議論の中では和田中の藤原先生もおっしゃっているけれども、役人の免罪符のために膨大な量の文書や調査が来るという状況もある。

また、我々が問題視しているのは研究指定校といわれるのが、国、県、市町村を含めると 3 割に近いところでそういうモデルをやっている。それだけの数をやる必要があるのか。それについて、読みもしない報告書をまとめなければいけないということも生じる。

そういうものを精選して負担を軽減していくということがまず必要ではないか。その上で、本当にマンパワーが必要なのかどうなのかという議論になるはずである。

役人のマンパワーや残業代を手当するというのは今のご時勢では理解を得られないのではないか。そういう意味でも定数改善というのは不可能ではないかと思っている。この話はおそらく一般行政職の方の定数削減にも響いてくる話だと思うので本当に地方財政の中でどうなのかというを知事部局なり市長部局なりとも話をしていかなければならないのではないのか。

自治労 今回の定数改善というのは実際に学校に勤めている私たちでも驚いている内

容だ。残業時間についても、人によって仕事の進捗状況も異なるし、公務かどうか未整理な部活動も、趣味や研究活動で残っている部分も入れて何時間かと問われている。そんな話がベースになっている議論で法令改正が出来るわけがないと思っていたところが、先の内閣で通ってしまった。私たちとしては非常に驚いている。

子どもに向き合う時間がないと主張するなら、ヒラの教員を増やすべきであるにも関わらず、副校長に、主幹に、指導教諭の設置となっている。また、子どもに対しても教員にそういう序列をつけることが学校としてどうなのかという議論を置き去りにしている。

さらに、私たち事務職員の機能をどう考えているのか。教員側ばかり職を厚くしたり、管理職かするだけでなく、我々の方も対立軸に持っていけないと学校の中で職の牽制が効かなくなる。そういうことを文科省が企図していることに我々としてはちょっと憤っている。

財政審でもいろいろと議論が出ているが、どう考えてもそちらの方が国民としても納得できるのではないか。

学校の教員から例えば児童生徒の名簿の管理などを事務や外部に移そうという話があるが、そういうことも児童生徒の状況を把握し指導に活かす部分で重要な仕事であって、そうしたことを担ってきたからこそ（講師ではなく）教諭なのであり、日本の教師は優秀だといわれる所以ではないのか。そうした部分を全部剥がし、授業だけ、児童生徒の前に立つだけという教員に文科省はどういうビジョンをもっているのか、聞いてみたいところである。

学校事務の共同実施にしても、手段が目的化している気がする。今述べていることが我々学校事務協議会のHPにも「文科省の概算要求を読む」として掲載してあるのでぜひ参照してほしい。

財務省 我々もお金の面からばかり言っているように思われがちだが、ことこの議論に関しては、教育論から本当にそういうことが必要なのかという議論をしているつもりである。

ところが文科省からすれば、財政的な側面からだけ、あるいは推進法だとか年度方針だとかの決まったものだけで判断しているという言われ方をする。しかし、文科省には学校の先生なりにどういう風にしてもらいたいというのをちゃんと語って欲しいと申し上げている。

校長、教頭、それから事務職員の方々にしろ、そういう部分は教員ではできないある意味プロの世界の仕事ではないのか。それを先生だけ増やしてそういうことに対応できるのか。先生が何でもかんでも抱えるということはいいいのかという議論と、教員上がりの方ばかりではなく、例えば外部から人を入れてみて、外から学校を見るとどうかということもやってみた方が良いのではないかと、そうやって学校を外に開いていくということをやりながら、先生方の世界でこれからどういうことを求められていくのか、やらなくてはいけないのかということをもよく考えて欲しいというのが一つのメッセージのはずである。

そのために、今、振り回されているような部分は改善していきましょうと。そういう時に、事務職員の方々が大きなウェイトを占めてくると思うので、実際にどういう改善の仕方があるのか、事務の共同化みたいな場合に何か問題が

あれば聞かせていただきたいと思っているし、どういう形で切り分けて物事を整理していけば学校が上手く回っていくのかを良く教えていただきたいと思っている。ぜひ、HPの方も見てみたい。

5 自治労

共同実施にしても、給与を手計算していた時代ならともかく、旅費や経費を掛けて集まって相互チェックをするなり共同で何かをやるような時代ではないと思う。太いネットワーク回線があれば、その中でやりとりするなり、発生源入力にするということで解決する話だ。出かける時間があるなら現場でしかできない仕事が多々ある。

10 また、学校に下りて来る仕事を減らしたいならば、国、都道府県、市区町村のあらゆる部署から来る、似たような調査類についての整理が必要。例えば学校が必要データを入力し、ネットワークを通じて、国、都道府県、市区町村が勝手にデータを持って行けば良い話である。

15 それを教員の多忙化対策として出された今回の文科省の概算要求を見ると頭から冷や水を掛けられた思いだ。我々も学習環境の整備などで保護者や市民への説明責任などが高まっており、仮に共同実施にしても、教材の整備充足率を高めるにはどうすればよいかとか、融通できる教材はないかという部分で行うならわかるが、文科省はただ共同実施ありきで全国各地をそういう方向に誘導していく、それを受けた都道府県や市町村教委が共同実施とは何かということ

20 を我々に聞いてくるような状況はおかしいと思っている。
先ほど共同実施に対する評価について聞きたい旨の話があったが、おそらく、予算要求に来る団体のほとんどが共同実施推進派だと思うが、我々はそうではない。もちろん、反対派でもないが...

25 分権改革の議論で学校の裁量は格段に増えており、そうした中で、学校事務が関与している分野について、真に学校において行わなければならない仕事が増えている。

30 共同実施を推進している人たちが行っている内容は旅費事務など、県レベルではどんどん外部委託が進められているような内容が多い。では、なぜ共同実施を志向するかというと学校事務はノンポストで上級に到達できないという状況を、組織を作ることによって改善したいという思いがあるようだ。

35 ところが、今は学校裁量が増え、アウトソーシングできない仕事が現場に残っていくという状況にある。そうした場合、学校の中での事務体制を改善することで、教員の多忙化をフォローアップするシステムを考えるべきだと思う。学校現場で行うのでなければ、教員の多忙化解消にはつながらない。

事務職員に限らず、教員も含めた定数増については政治的な背景はどうなっているのか。

財務省

民主党議員からもそういう声が上がってきている。皆さんの話を伺っていて、やや矛盾を感じている。そもそも、自然減のところを落とすという話だけで無理なことを言っているつもりはないのだが。自然減分を落とすということは何も教育水準を落とすということではない。

40 自治労

急激な児童生徒減に伴って過員が生じると生首が飛ぶということでは困るので、そうした部分の配慮は必要だ。これまでの定数改善はそういう意味合いもあった。職員の年齢構成上の問題もある。

財務省　そこまでは認められる。ただ、今後、一年で一万数千人退職していくわけなので、そんな無理なことを言っている話ではない。

5 自治労　定数改善要求の落としどころとして、いくつかの選択肢があると思うが、一つの例として、現在の定数を維持した状態では今回の加配は認められないということもあると思うが、政策的に加配を取りたいのであれば、現行配置基準を下るなり引くなりすれば、政策的な加配の部分は満額とまで行かないまでも回答するという方法も選択肢としてあるのか。

財務省　定員の中で充て指導主事を振替えるなどの方法もあるのではと言っている

10 自治労　我々としては、共同実施加配が認められたことによって、例えば、共同実施が行われるから小規模校への事務職員の配置を引き上げるだとか、大規模校の複数配置は解消するなどといった現在の配置基準が引き下げられることを懸念している。いくら総額裁量制といっても加配で得た定数が配置基準以下の学校に回るということは実態として考えられないし、県によって共同実施に熱心な県とそうでない県で定数に格差が生じるのは困る。文科省との間でそういうやり取りになりはしないか。

15 財務省　うーん。まだそういう話はしていない。彼らがそこまで共同実施に拘っているのかどうか。

自治労　認めるつもりはないのか。

財務省　ない。

20 ところで交付税算定されている市町村費の事務職員はどうなっているのか。そういうところを活用できないのか。ちゃんとお金が措置されているのだから、それを使えばよい話ではないのか。

自治労　ここ数年でさらにどんどん引き上げられている。ほとんど置かれていない状況ではないか。だからこそ、定数法は維持していく必要がある。

25 また現場レベルでは市町村費の職員が県費職員の中で疎外感を感じるような状況もある。だからこそ任命権と費用負担は同じ方がよいという話になる。

30 他方で、教員の中にも主幹教諭だとか指導教諭だとかの序列は必要なのか、鍋蓋のネットワーク方式で良いのではないかと思う。今、一般部局ではピラミッド構造を解体して、直接市民と対応する現場に人と権限を増やす方向にある中で、文科省のやろうとしていることは丸きり逆方向である。

財務省　何も 20 人や 30 人の組織でまたもう一人いるのかという議論はしている。彼らは法律が変わったから置かなければならないと考えているようだが、あれは置くことができる規程。増員する必要は何もない。

35 3．学校事務職員の処遇改善

都道府県立学校の事務職員定数は最低 3 名とするとともに、生徒数減少の激しい地域に配慮した改善を行うこと。

財務省　交付税の話なので我々がなんとも申し上げられない話だ。

【総務省】

日時：11月27日(火)13:30~14:00

場所：第二合同庁舎1F会議室

対応：自治財政局調整課企画係長 岩田 真奈、自治行政局行政体制整備室地方行
革推進係長 佐川 英之、自治行政局行政課行政第三係長 工藤 学(敬称略)

1. 義務教育費国庫負担制度について

(1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は、単なる地方転嫁につながるため行わないこと。また、係る事態が生じた際においても、教職員全体での検討を前提とし、学校事務職員のみの人件費一般財源化を先行しないこと。

総務省 義務教育費国庫負担については、地方転嫁につながるような廃止・縮減は全体に阻止していきたい。また、同様に事務職員のみ的一般財源化というものも同様である。

自治労 国庫負担については1/3になっているが、標準法の定数を下回っている都道府県や、センター方式を行っている場所もあり、国庫負担法に反している実態も見られる。国庫負担法の趣旨に乗っ取った措置が行われるように配慮していただきたい。

総務省 標準法に従った教職員の配置に必要な財源を確保することが精一杯であり、地方が有効に財源を活用していただきたい。

(2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。なお、東京23区への人事権付与に関しては都と全ての区との間における合意を前提として検討を行うこと。

総務省 教職員の人事権の移譲については、改革推進委員会等において議論がなされているところである。中間的な取りまとめとして地方分権改革推進委員会から出された内容を見ると、人材確保の観点から広域人事調整の仕組みや財源の確実な確保に留意した上で、関係者間の意見調整を図りつつ、中核市以上の自治体において実施すべきであるとされている。

3月10日の中教審の答申においても、広域での人事調整の仕組みや給与負担の在り方を含め引き続き検討することとされている状況を踏まえつつ、地方分権を推進して地方の自律と責任を確立するためにどのようなことができるのかという観点から、今後十分に審議されるものと考えている。

自治労 教育関連三法が改正され、地教行法で「市町村教育委員会の内申に基づき」という文言に変えられたことに伴い、文部科学省は基礎自治体への人事権移譲の問題に一定の決着をつけたと考えているように思われる。従って地方分権に密着した措置がこのままでは進まないという危惧を抱いている。

総務省としては、国庫負担制度を地方分権に密着した形で進めたいと考えているのか。

総務省 現在、議論されている最中で、具体的な内容についても中間の取りまとめ等

で明記されているので、まずは審議を尽くしていただき、今後十分議論していただく必要があると言っている。

自治労 審議を待っているということか。

総務省 はい。

5 自治労 地方分権推進委員会の中間まとめについては理解できるが、ここ数年この問題を話ししている感じでは後戻りしている印象を受ける。地方分権を進めるといふ立場で話を進めていっていただきたい。

2 . 小中学校事務職員の定数改善計画について

10 小中学校事務職員の定数改善は、「12 学級以上の中学校の 2 校区に一人事務職員を加配」することとし、その配置等は各地域の実態に応じ、市区町村が決定するものとする。

また、格差を解消するため、就学困難な児童生徒に係る加配を改善すること。

3 . 都道府県立学校の教職員人件費について、地方交付税の算定基礎から除外しないこと。

15 また、都道府県立学校教職員配置については、いわゆる高校標準法を下回る配置を行わないよう指導すること。

総務省 文部科学省の定めている標準法に従い、必要となる人件費を算定するというスタンスは過去から変わっていないし、今後も必要な措置を講じていく。

20 高校標準法を下回る配置を行わないことについては、総務省として難しいところはあがるが、地方公共団体に説明していきたい。

自治労 高校の人件費については以前交付税の算定から外すということが政府の方からあったが、これからも交付税の算定に入れていただきたい。

25 高校標準法を下回る配置を行わないことについては、地方と都市の格差が広がっており、財政力の違いによって配置できていない都道府県も出て来ている。総務大臣が代わって交付税の算定には尽力されているとは思いますが、格差が生じることによって差が出ないようにお願いしたい。

また、財政力により人員の削減が進み、非常勤化も進んでいる。あくまでも標準法の趣旨に従って正規職員を配置できる財政措置をしていただきたい。

30 総務省 正規職員かそうでないかは地方の判断になるので、総務省としてはなかなか言えない。財源確保という観点から必要な人材は確保していくことは引き続き行っていきたい。

自治労 1 の (1) と 3 を併せての質問だが、地方交付税の算定については正規職員の賃金をベースにして算定していると理解していいのか。

35 総務省 報酬とか賃金とかではない。

自治労 文部科学省の概算要求の話をさせていただければ、やはり少人数学級は必要だと思うが、管理職を定数に入れるということについては、自治労として少人数学級につながらないことから反対である。事務職員についても四百某の要求が入っているが、これについても教員の多忙化解消という枠がついているので基本的には反対したい。

40 少人数学級や総務省の言っている地方の格差を是正するための教職員の措置については是非進めていただきたい。教員が 34 時間、時間外勤務をしているこ

とについては、時間外勤務手当を措置すれば良いことである。教職調整額で対応するといった初期対応を間違ったがために、こねくり回した対応になっている。

5 4．生涯学習の充実等について

公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設置責任者である自治体の選択・判断によるものであるが、指定管理者制度導入等に関しては、不要な指導・助言は行わないこと。

10 また、公的社会教育施設の建設・整備や、社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策の実施体制確保についても、自治体の主体的な判断による地域教育施策の展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

5 5．学校給食並びに学校用務の運営に関することについて

15 学校給食並びに学校用務の運営については、（労使合意に基づく）自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

総務省 総務省としては、地方の厳しい財政状況の中、民間にできることは民間に委ねて行政が行うサービスを重点化して行くことが必要であると考え、平成 17 年 3 月に新行革指針として積極的な民間委託を出した。

20 最終的にどの分野を民間委託に出すのかについては、サービスの維持向上やコスト削減の観点から各団体で十分に考慮したうえで自主的に判断するものと考えている。

25 **【文部科学省】**

日 時 : 11 月 27 日（火）16 : 00 ~ 16 : 30

場 所 : 文部科学省 1F 応接室

30 対 応 : 初等中等教育局財務課教育財政室長補佐 藤岡謙一、初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係長 福島 崇、初等中等教育局初等中等教育企画課専門官 小野 賢志、スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐 松原 誠之、生涯学習政策局社会教育課ボランティア活動推進専門官 出口 寿久

1．義務教育費国庫負担について

35 (1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源等の移譲措置を伴わない廃止・縮減は、単なる地方転嫁につながるため行わないこと。

また、これら検討については、教職員全体での検討を前提とし、学校事務職員のみの人件費一般財源化等を先行しないこと。

40 文科省 平成 17 年 11 月の政府与党合意で義務教育費国庫負担制度を堅持することが決まっているところであり、我々としてはこの制度の見直しについては決着済みと考えている。また、学校事務職員についても学校の基幹職員であると考えて

いるので、引き続き国庫負担の対象としてまいりたい。

- (2) 市町村からの「内申」に基づき都道府県が行うとされた市町村教職員人事権の取扱いに係る基準を明らかにすること。また、政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を積極的に推進すること。

文科省 文部科学省が具体的にこういう場合に異動させてくださいというような基準を定めることは考えていない。現状でもそうだと思うが、概ね何年で一つの市町村から他の市町村へ異動させるとか、また、小規模市町村や離島僻地などへの人材確保の面から都道府県の調整が必要な場合もあると思われるので、どう

いう場合に離島僻地を経験させるなど、各都道府県の実情に応じてそれぞれが基準を定めていただくことを考えている。
後段の部分について、人事権を中核市のように規模の大きい市に対して人事権を委譲すべきという意見と、逆に都道府県や町村からはそうすると離島僻地への人材確保が困難になり、地域で格差が生じてしまうという反対意見も聞いている。関係者の間で相反する意見がある中で国が一方的に決めてしまうということは問題があると思うので、文部科学省としては関係者間で十分共通理解が得られるよう調整を図って行きたい。

2. 小中学校事務職員の定数改善計画について

小中学校事務職員の定数改善は、「12学級以上の中学校の2校区に一人事務職員を加配」することとし、その配置等は各地域の実態に応じ、市区町村が決定するものとする。また、格差を解消するため、就学困難な児童生徒に係る加配を改善すること。

文科省 現在、文部科学省では学校事務職員の定数改善について概算要求を行っているところであり、このとおり加配できるくらいの規模の人数を確保したいと考えている。ただ、基本的に教職員の配置は都道府県の要望に対して行うものであり、措置された人たちをどう使うかというのは都道府県の裁量という事になっている。

就学困難な児童生徒に係る加配ということについては、要保護準要保護児童生徒に関して事務職員の加配を行っているところであり、引き続きこの加配は維持していきたいと考えている。

自治労 定数改善部分の理由として教員の多忙化解消のための事務の共同実施が示されていたはずだが、その枠でしか加配は認めないということか。

文科省 今ある共同実施加配の人数の枠を広げたいということである。

自治労 しかし、概算要求の説明の中では、教員の多忙化対策という枠の中で出てきた加配ではないか。具体的には34時間を33時間に縮める対策用とされて出されたと思うが。必ずしもそれに拘らないということか。

文科省 多忙化対策と言うより、教員が子どもと向き合う時間を確保するための、事務機能の強化ということ。

自治労 要望として言わせてもらうが、教員の多忙化対策の一番は少人数化することである。その中で解決されることの方が多い。なおかつ、子どもの指導に付随

5 する事務については教員が自ら行うべきで、そうでないと子どもとの対応に必要な本質が見えてこないし、そうしたことを行ってきたことが日本の教育の良さだと思う。その部分を他のものに任せて授業に専念したからといって教育効果が上がるとは思えない。我々も多忙であるが、学校全体の多忙化に対応はしたとしても、今回の概算要求に書かれたような内容には対応する余裕はないし、納得も出来ない。

3．都道府県立学校事務職員の定数配置について

10 都道府県立学校の教職員人件費について、地方交付税の算定基礎から除外しないこと。また、都道府県立学校教職員配置については、いわゆる高校標準法を下回る配置を行わないよう指導すること。

15 文科省 地方交付税における都道府県立学校の教職員人件費の算定にあたっては、いわゆる高校標準法で得られた教職員数を元に算定されることとなっていることから、除外されるということはありませんと考えている。

一方、高校標準法については、あくまで標準を定めているもので、それを受けて各都道府県が条例で定数を定めることとなっている。我々としては標準法に基づいて配置していただきたいと考えているわけで、もし充足率を満たさないところがあれば、指導なり助言なりをしていきたいと考えている。

20 自治労 交付税上は正規職員で算定されているにも関わらず、実際には非常勤で配置されたり、共同実施で減員されたりしている例がある。また、標準法を下回る配置も見られるので、ぜひ指導をしていただきたい。

また、標準法は踏まえつつ、生徒数減少の激しい地方については急激に定数が減じたことによる行政サービスの格差が生じないように、何らかの措置を講じて欲しい。

25 文科省 先ほど申し上げたとおり、我々の立場を踏まえたうえでの必要な助言や指導は行ってまいりたい。

30 生徒減の激しい地域についての対応であるが、例えば義務制であれば統廃合に伴う通学距離の延長に対して、スクールバスに対する補助などを行うなどの措置をしているところだが、高校生となると、遠距離通学の実態も多いことから、各都道府県が設置者として必要な措置を講ずるべきではないか。

35 自治労 経済的な面で配慮が必要となる生徒も増えている。近くに学校がないために経済的に通えないという生徒に対して、何らかの対策が必要であると思う。

別件で、義務教育の加配等については先ほどどうかがったが、高校についての改善はどうなっているのか。

40 文科省 高校についても、義務段階と同様の定数改善を要求していきたいと考えているが、地方交付税措置なので、総務省さんの方にそのような計画をお願いしていきたいと考えている。

自治労 改善計画が具体的にあるのか。あるなら資料提供いただきたい。

文科省 義務段階と同様の3年計画での定数措置というのを考えている。資料については後日対応したい。

4．生涯学習の充実等について

公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設置責任者である自治体の選択・判断によるものであるが、指定管理者制度導入等に関しては、不要な指導・助言は行わないこと。

- 5 また、公的社会教育施設の建設・整備や、社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策の実施体制確保についても、自治体の主体的な判断による地域教育施策の展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

10 文科省 指定管理者に施設の管理を行わせるということは、地方自治法に基づいて地方自治体が当該社会教育施設の設置目的を効果的に達成する必要があるということに基づいて条例を定めて行うものであるから、制度を導入するか否かということは地方自治体の判断であって、文部科学省として指定管理者制度の導入を求めて指導助言を行うような立場にはない。

15 社会教育施設への整備への補助制度については平成9年度をもって廃止され一般財源化されているところでもあり、社会教育主事の法で必置規定はあるが、政令で人口1万人未満の町村については猶予しており、平成11年の地方分権推進一括法などでも運審の必置規定の廃止や図書館司書の資格要件の廃止など自治体制の規制緩和について努めているところでもあるので、自治体の判断で推進できるよう支援していくというのが原則だろうと考えている。

20 自治労 教育基本法が変わった関係で下位法についても改正の動きがあるのではないかと思っており、ホームページなどで情報を収集しているが、掲載されている9月の会議の内容以降、何か動きはないのか。

25 また、その会議の中でも社会教育主事のことを語られているが、以前は文部科学省が社会教育主事の廃止を検討しているような情報もあった。現在ではどのように考えているのか。

一方、青少年関係の施設が現在では首長部局に切り出されている状況があるが、教育の手の届かないところに移ってしまっていることに違和感を持っている。教育委員会の所管であることに大きな意味があると思うので、文科省としても一定の考え方を持って欲しい。

30 文科省 掲載されている内容は9月12日の生涯学習分科会のことだと思うが、その後鋭意作業を進めているところであり、今後は生涯学習分科会を開きながら内容を詰めていく予定で、次期通常国会に提出できるよう準備をしているところだが、まだ現段階ではその内容についてお答えできる段階にない。

35 5．学校教育法等の改正に伴う職の創設について

学校教育法等の改正に伴うあらたな職の創設にあたり、文部科学省は制度設計の主旨を逸脱しないよう説明するとともに、職の牽制による危機管理が失われないよう、教員身分の職員が行政職員等へ指示命令をすることのないようにすること。

40 文科省 学校教育法が6月27日に交付され、関連する政令や省令については改訂作業を行っているところであり、それを通知・周知する過程でもう少し職の趣旨等を説明できればと考えている。

主幹教諭は、例えば東京都などでは教務主任などの主任を兼ねさせているが、イメージとしてはそういったものを想定している。そういう意味であまり事務とか行政の方に指示とか命令をするということはあまりないと思われるが、法律上「できる」「出来ない」と言えば、「出来ない」とまでは言えないだろう。いずれにしても職を創った以上、その職が機能するような形で趣旨を良く説明して行きたいと考えている。

5
自治労 では逆に聞くが、校長等の指示の下、事務職員が主幹教諭や指導教諭に指示を出すということもあり得るといことで良いか。

文科省 学校管理規則など地域の中でそう決まれば当然あり得る。

10
自治労 であれば、説明の際には両方を例示して欲しい。「例えば」と一方の例示を出すと、そのことのみで既定されていく懸念がある。事務職員が現場で果たしている機能を失うことがないような説明に心がけて欲しい。

6．学校給食並びに学校用務の運営に関することについて

15
学校給食並びに学校用務の運営については、（労使合意に基づく）自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

文科省 学校給食の運営については、学校給食が教育活動の一環として行われていることを鑑みて、これを円滑に行うことを基本としながら、合理化の実施に当たっては質の低下を招かないように十分留意しながら、地域の実情に応じて適切な方法で合理化するようにと指導している。それ以上のことについて指導・助言を行うつもりはない。

学校用務についても、こちらから何か通知を出しているというわけではない。基本的には設置者の判断によるものと考えている。

20
25
自治労 単に質を落とさなければ合理化してよいのかという部分では様々な観点で意見があるところである。これまで直営で行われていたからこそ色々な融通が利いた部分もあったわけだが、外部との契約となるとそうはいかない。用務員、調理員が働いている姿を見せるとことでも教育的な効果もあるわけなので、もっと全体的な教育的視点で考えるべきではないか。

30
文科省 用務員、調理員が学校職員として子どもたちの教育に一定の役割を果たしていることは承知している。ただ、それらの職員が常勤職員でなければならぬとか、パートや外部委託しなさいとかそういうことは文部科学省としては言っていない。あくまでも設置者の判断であるとしている。